

サイバー大学競争的資金等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、サイバー大学（以下「本学」という）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営および管理するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営および管理については、他の関係法令または当該研究機関が定めた科学研究費補助金に関する規程およびその他の規程等に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、資金配分主体が広く研究開発課題等を募り、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金で、かつ本学がその経理管理を行う補助金をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に競争的資金等を適正に運営および管理するために最高管理責任者、統括管理責任者および部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営および管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営および管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の運営および管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究推進課長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営および管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

(不正防止計画の策定および実施)

第6条 最高管理責任者は、研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

- 2 最高管理責任者は、この規程およびこれにかかる規程等の適正な実施およびチェック体制の保持について、常に見直しを行わなければならない。

(相談窓口の設置)

第7条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、研究推進課内に設置する。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口の設置)

第8条 本学における研究活動等の不正に関する学内外からの告発等の通報を受ける告発窓口を置く。

- 2 告発窓口は、研究推進課内に置く。

(組織体制)

第9条 不正防止計画の推進を行うため、最高管理責任者の下に不正防止調査委員会を置く。

- 2 不正防止調査委員会について必要な事項は、「サイバー大学不正防止調査委員会規程」に定める。

(モニタリング・監査)

第10条 最高管理責任者は、不正の発生を最小限に抑えるため、不正防止調査委員会と連携し、不正発生要因に応じたモニタリング・監査を実施する。

(取引停止)

第11条 不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

- 2 不正に係る調査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(所管部署)

第12条 この規程の所管は、教務所管部署とする。

(定めによらない事項)

第13条 この規程の定めによらない事項およびこの規程の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、教務所管部署長が行うものとする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は規程等管理規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、2007年10月26日から施行する。
- 2 この規程は、2010年10月8日から施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日から施行する。